

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第8次報告の提言
(平成24年7月)

地方公共団体への提言

若年者などへの虐待予防のための広報・啓発

近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

(内容)

日齢0日児の心中以外の虐待死事例の多くの事例では、望まない妊娠が背景にあるため、性や妊娠・出産、命の尊さといった知識の普及や望まない妊娠を防ぐための啓発を行う必要がある。

また、近い将来、親となる若年者に対しては、子どもの行動や特徴、育児の仕方、特に、どのような行為がネグレクトなどの児童虐待となりうるのか、どのような行為が子どもの生命を危険にさらす可能性があるかなど、児童虐待の防止に資する知識等を伝えるとともに、子育てで困った際に相談できる窓口を周知していくことが必要である。

さらに、将来、親になりうる子どもに対しても幼い子どもの特徴や育児について学べる機会を作ることが必要である。

国への提言

若年者などへの虐待予防のための広報・啓発

近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発


(内容)


国は、地方公共団体への提言に記載した次の若年者に対する広報・啓発など、児童虐待の防止に資する知識等のわかりやすい形での広報・啓発に取り組むべきである。

- ① 性や妊娠・出産、命の尊さといった知識の普及や望まない妊娠を防ぐための啓発
- ② 近い将来、親となる若年者に対し、子どもの行動や特徴、育児の仕方、特に、どのような行為がネグレクトなどの児童虐待となりうるのか、どのような行為が子どもの生命を危険にさらす可能性があるのかなど、児童虐待の防止に資する知識や、子育てで困った際に相談できる窓口の周知
- ③ 将来、親になりうる子どもに対し、幼い子どもの特徴や育児について学べる機会の提供

学生による「オレンジリボン運動」の展開について（平成24年度）

概要

 学生が「オレンジリボン運動」を行うことにより、運動の主体となる学生自身が児童虐待問題に関する理解を深めるとともに、周りの学生にも関心をもってもらう。

 社団法人全国保育士養成協議会の協力を得て、厚生労働省からいくつかの大学等へ実施を呼びかけ、試行的に実施

具体的な内容（例）

あくまで実施する学生の創意工夫により行うこととするが、取組例としては以下のとおり。

- 学園祭等で児童虐待を防止するというメッセージが込められた「オレンジリボン」を来場者に配布
- 児童虐待防止に関する広報・啓発資料を作成。展示・来場者への配布等
- 来場前と後での児童虐待問題に関する理解度などについて、来場者にアンケートを実施 など

厚生労働省の関与

- 試行的に実施する学生に対して、広報・啓発のための資料を提供
 - ・ 児童虐待防止推進月間ポスター
 - ・ 児童虐待防止推進月間リーフレット
 - ・ 児童相談所全国共通ダイヤル周知カード
 - ・ オレンジリボン（※児童虐待防止全国ネットワークの協力により提供）
- 実施した学生から厚生労働省に報告書を提出してもらい、ホームページで紹介